

青少年育成講師派遣事業実施要綱

平成 28 年 3 月 30 日制定

1 目 的

地域で活動する団体・グループが行う青少年の育成に関わる研修会・講演会に講師派遣等の支援を行うことにより、地域における青少年育成活動の活性化を図るとともに、家庭や地域の教育力の向上に資することを目的とします。

2 支援内容

(1) 対象団体

青少年育成市町村民会議、青少年団体・グループ、青少年育成団体、PTA その他の青少年に関わる団体

(2) 支援内容

- ① 支援対象団体（以下「団体」という。）が、研修会等（概ね 10 人以上が参加するもの）の開催に当たって講師の派遣を求める場合、県民会議が保有する講師人材リストに登載の講師から、研修会等のテーマに即した講師を派遣します。
- ② 研修会等の開催に当たって、団体からプログラム案等の提案の求めがある場合、県民会議は研修会等の目的に沿って企画及び講師等の提案を行います。

(3) 派遣講師の分野

分 野	テ ー マ 例
A 家庭の子育て	個性を伸ばす家庭づくり、親子のコミュニケーションと子育て、子どもの成長と親子の関わり方、父親の子育て、共働き家庭の子育て、家庭教育 等
B 地域の子育て	地域で取り組む子育て支援、子どもの居場所づくり、親と子のふれあい広場 等
C 健康・発達	子どもたちの心身の発達、食育、生活リズムと成長、青少年の性、発達障害 等
D 不登校・ニート	不登校にしないために、ひきこもり・ニート・フリーターを考える 等
E 非行防止・いじめ	万引きは止められる、いじめをなくすために、薬物依存から抜けだす、飲酒・喫煙の防止 等
F 情報教育	ネット・スマホの安全で正しい利用、ネット依存・ネットいじめ、現代社会とネットと若者
G その他	お手伝い、マナー・礼儀、昔話や遊び、郷土芸能の伝承、自然とのふれあい、現代の青少年の実態と意識、その他

3 手続き

(1) 申請手続き等

- ① 派遣の要請に応じるのは、毎年度1月末日までに申請があったものです。希望する団体は、「講師派遣申請書」(様式1)を同日までに県民会議に提出してください。
- ② 県民会議は講師と連絡をとり、日程内容等について講師の内諾を得た上で、団体等へ派遣する講師についてお知らせします。団体は、講師と当日の具体的な対応等について必要な連絡調整を行います。
- ③ 研修会等のプログラム案の提案については、特に申請書類はないので、県民会議に電話等で相談してください。

(2) 実施報告

講師派遣を受けた団体は、研修会等の開催後、1か月以内に事業実施報告書(様式2)を県民会議に提出してください(FAXで可)。